

令和 7 年 9 月市議会 建設水道委員会資料
第161号議案

長崎市公園条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ～ 3
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ～ 6
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・	7 ～ 10
4 新旧対照表・・・・・・・・・・	11 ～ 15
【参考 1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	16 ～ 21
【参考 2】使用料の改定・・・・・・・・	22 ～ 23

土 木 部
令和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

- ・使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。
- ・高島ふれあい多目的運動公園庭球場及び外海運動公園運動場に関しては、有料公園施設から除外するもの。

(2) 対象施設

公園名	施設名	施設カテゴリ	受益者負担率
外海総合公園	外海総合公園運動場	公園施設 (スポーツ施設)	50%
岳路運動公園	岳路運動公園運動場		
琴海北部運動公園	琴海北部運動公園運動場		
琴海中部運動公園	琴海中部運動公園運動場		
	琴海中部運動公園庭球場		
琴海南部運動公園	琴海南部運動公園運動場		
高島ふれあい多目的運動公園	高島ふれあい多目的運動公園庭球場	有料公園施設から除外	
外海運動公園	外海運動公園運動場		

1 改正の概要

(3) 対象施設の受益者負担率

受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、 <u>公園施設（スポーツ施設）</u> 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学習・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

2 改正の内容

(1) 使用料の改定

ア 外海総合公園運動場、岳路運動公園運動場、琴海北部運動公園運動場、琴海中部運動公園運動場及び琴海南部運動公園運動場（別表第2第1項（第5条関係））

現 行									改正案		
(ア) 運動場											
1 時間あたり178円											
区分		利用時間 使用料	6時 ～8時	8時 ～10時	10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～21時		
		3/1～10/31	356円	356円	356円	356円	356円	356円	534円		
		11/1～翌年2/末日									
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額											
(イ) 附属設備											
1 時間あたり963円											
区分		利用時間 使用料	18時 ～21時		19時 ～21時						
		夜間照明設備	3/1～10/31			1,927円					
			11/1～翌年2/末日	2,891円							
準備、リハーサル等に利用する場合（照明設備の金額は除く）は、表の5割に相当する額											

2 改正の内容

(1) 使用料の改定

イ 琴海中部運動公園庭球場（別表第2第2項（第5条関係））

1時間あたり 209円

(単位：円)

利用時間 使用料 (1コートにつき)		8時	10時	12時	14時	14時	16時	18時
		～10時	～12時	～14時	～16時	～17時	～18時	～19時
区分	一般	419	419	419	419		419	209
	3/1～9/30							
	10/1～翌年2/末日					628		
小学校の児童、中学 校の生徒又は高等学 校の生徒	3/1～9/30	209	209	209	209		209	104
	10/1～翌年2/末日							
						314		

準備、リハーサル等を利用する場合は、表の4割に相当する額

区 分	金額（1時間につき）
テニスコート（1コートにつき）	410円

小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒の区分は廃止

準備、リハーサル等を利用する場合は、表の5割に相当する額

2 改正の内容

(2) 所要の整備

高島ふれあい多目的運動公園庭球場を有料公園施設から除外するため、長崎市公園条例施行規則で定めている高島ふれあい多目的運動公園庭球場のコインロッカーの附属設備の規定を廃止する。

そのため、長崎市公園条例施行規則には附属設備の規定がなくなるため、条例第5条第3項の「附属設備の使用料は市長が別に定める」規定を削除するもの。

(3) 施行期日

令和8年4月1日

(4) 経過措置

施行期日以後にされる申請に係る使用料から改正後の金額を適用する。

3 使用料の再算定

(1) 個別事情による算定方法（運動場・ソフトボール場）

ア 考え方

各運動場は同等程度の機能を有しており、現行金額も同額であるため、金額を統一する。

そのため、対象運動場ごとの1㎡あたりのコストの平均値から算定を行う。

イ 具体の算定方法

(ア) 対象運動場ごとの1㎡あたりのコストの平均値

施設名	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼 働率 ④	1㎡あたり のコスト ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$
東公園（運動場）	5,897,757円	5,143㎡	5,157時間	26.4%	0.84円
立山公園（市民運動場）	846,002円	8,811㎡	5,157時間	15.9%	0.12円
東望山公園（運動場）	4,062,396円	4,000㎡	5,157時間	15.9%	1.24円
香焼総合公園（運動場）	3,672,519円	13,500㎡	5,157時間	14.8%	0.36円
元宮公園（運動場）	11,532,320円	13,000㎡	5,157時間	31.9%	0.54円
外海総合公園（運動場）	941,242円	12,000㎡	5,157時間	4.8%	0.32円
岳路運動公園（運動場）	1,458,053円	5,464㎡	5,157時間	14.3%	0.36円
琴海北部運動公園（運動場）	378,862円	24,633㎡	5,157時間	5.8%	0.05円
琴海中部運動公園（運動場）	1,412,101円	17,277㎡	5,157時間	18.5%	0.09円
琴海南部運動公園（運動場）	1,694,074円	11,509㎡	5,157時間	17.2%	0.17円
平和公園（ソフトボール場）	3,269,517円	12,240㎡	5,385時間	15.8%	0.31円
田中町公園（ソフトボール場）	2,682,130円	6,845㎡	5,157時間	9.1%	0.84円

平均値
0.44円

3 使用料の再算定

(1) 個別事情による算定方法（運動場・ソフトボール場）

イ 具体の算定方法

(イ) 算定式

1㎡あたりのコスト平均値（0.44円）×面積×受益者負担率（50%）

（激変緩和措置の係数）

現行金額	激変緩和措置
～250円	2 倍
251～500円	1.5倍
501～2,000円	1.4倍
2,001～10,000円	1.3倍
10,001～100,000円	1.2倍
100,001円以上	1.1倍

ウ 算定結果

施設名	1㎡あたりのコスト ①	面積 ②	受益者負担率 ③	再算定結果 ④ (①×②×③)	現行金額 ⑤	激変緩和措置（上限） ⑥ (⑤×2)	最終結果 ⑦ (④と⑥の小さい方)	増減 ⑧ (⑦－⑤)
東公園（運動場）	0.44円	5,143㎡	50%	1,123円	178円	350円	350円	172円
立山公園（市民運動場）	0.44円	8,811㎡	50%	1,924円	178円	350円	350円	172円
東望山公園（運動場）	0.44円	4,000㎡	50%	873円	178円	350円	350円	172円
香焼総合公園（運動場）	0.44円	6,750㎡	50%	1,474円	178円	350円	350円	172円
元宮公園（運動場）	0.44円	6,500㎡	50%	1,419円	178円	350円	350円	172円
外海総合公園（運動場）	0.44円	12,000㎡	50%	2,620円	178円	350円	350円	172円
岳路運動公園（運動場）	0.44円	5,464㎡	50%	1,193円	178円	350円	350円	172円
琴海北部運動公園（運動場）	0.44円	8,211㎡	50%	1,793円	178円	350円	350円	172円
琴海中部運動公園（運動場）	0.44円	8,638.5㎡	50%	1,886円	178円	350円	350円	172円
琴海南部運動公園（運動場）	0.44円	5,754.5㎡	50%	1,256円	178円	350円	350円	172円
平和公園（ソフトボール場）	0.44円	12,240㎡	50%	2,672円	178円	350円	350円	172円
田中町公園（ソフトボール場）	0.44円	6,845㎡	50%	1,494円	178円	350円	350円	172円

3 使用料の再算定

(2) 個別事情による算定方法（庭球場）

ア 考え方

庭球場は、競技に必要な面積が固定（360m³/面）されていることから、金額を統一する。

そのため、対象庭球場ごとの1m³あたりのコストの平均値から算定を行う。

イ 具体の算定方法

(ア) 対象庭球場ごとの1m³あたりのコストの平均値

コート 種別	施設名	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼 働率 ④	1m ³ あたり のコスト ⑤ $\left[\frac{\text{①}}{\text{②} \times \text{③} \times \text{④}} \right]$
1	長崎市営庭球場	5,847,012円	1,825m ³	4,667時間	66.3%	1.04円
	長崎市総合運動公園 かきどまり庭球場	17,315,823円	17,157m ³	4,954時間	34.6%	0.58円
2	長崎東公園庭球場	5,260,854円	1,304m ³	4,667時間	61.6%	1.40円
	小江原台近隣公園庭球場	353,647円	782m ³	3,568時間	36.6%	0.35円
	えがわ運動公園庭球場	11,107,840円	552m ³	3,568時間	30.5%	18.50円
	香焼総合公園庭球場	3,519,379円	782m ³	6,659時間	11.4%	5.94円
	元宮公園庭球場	5,550,254円	1,043m ³	4,667時間	36.4%	3.13円
	長崎市さくらの里庭球場	172,900円	782m ³	3,847時間	31.3%	0.18円

平均値
3.89円

(イ) 算定式

1m³あたりのコスト平均値（3.89円）×必要面積（360m³）×受益者負担率（50%）

3 使用料の再算定

(2) 個別事情による算定方法（庭球場）

ウ 算定結果

(ア) コート種別 1

1㎡あたりの コスト ①	必要面積 ②	受益者負担率 ③	再算定結果 ④ (①×②×③)	現行金額 ⑤	激変緩和措置 (上限) ⑥ (⑤×1.4)	最終結果 ⑦ (④と⑥の小さい方)	増減 ⑧ (⑦－⑤)
3.89円	360㎡	50%	700円	523円	730円	700円	176円

(イ) コート種別 2

1㎡あたりの コスト ①	必要面積 ②	受益者負担率 ③	再算定結果 ④ (①×②×③)	現行金額 ⑤	激変緩和措置 (上限) ⑥ (⑤×2)	最終結果 ⑦ (④と⑥の小さい方)	増減 ⑧ (⑦－⑤)
3.89円	360㎡	50%	700円	209円	410円	410円	201円

(激変緩和措置の係数)

現行金額	激変緩和措置
～250円	2倍
251～500円	1.5倍
501～2,000円	1.4倍
2,001～10,000円	1.3倍
10,001～100,000円	1.2倍
100,001円以上	1.1倍

4 新旧対照表

長崎市公園条例の一部を改正する条例

改正後	改正前																																		
第1条～第4条 〔略〕 （使用料） 第5条 〔略〕 2 〔略〕 3 〔削る〕 第6条～第8条 〔略〕 別表第1（第4条関係）	第1条～第4条 〔略〕 （使用料） 第5条 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>附属設備（夜間照明設備を除く。）の使用料は、市長が別に定める。</u> 第6条～第8条 〔略〕 別表第1（第4条関係）																																		
<table> <tr> <th>公園名</th><th>有料公園施設の名称</th></tr> <tr> <td>〔削る〕</td><td>〔削る〕</td></tr> <tr> <td>外海総合公園</td><td>外海総合公園運動場</td></tr> <tr> <td>〔削る〕</td><td>〔削る〕</td></tr> <tr> <td>岳路運動公園</td><td>岳路運動公園運動場</td></tr> <tr> <td>琴海北部運動公園</td><td>琴海北部運動公園運動場</td></tr> <tr> <td rowspan="2">琴海中部運動公園</td><td>琴海中部運動公園運動場</td></tr> <tr> <td>琴海中部運動公園庭球場</td></tr> <tr> <td>琴海南部運動公園</td><td>琴海南部運動公園運動場</td></tr> </table>	公園名	有料公園施設の名称	〔削る〕	〔削る〕	外海総合公園	外海総合公園運動場	〔削る〕	〔削る〕	岳路運動公園	岳路運動公園運動場	琴海北部運動公園	琴海北部運動公園運動場	琴海中部運動公園	琴海中部運動公園運動場	琴海中部運動公園庭球場	琴海南部運動公園	琴海南部運動公園運動場	<table> <tr> <th>公園名</th><th>有料公園施設の名称</th></tr> <tr> <td>高島ふれあい多目的運動公園</td><td>高島ふれあい多目的運動公園庭球場</td></tr> <tr> <td>外海総合公園</td><td>外海総合公園運動場</td></tr> <tr> <td>外海運動公園</td><td>外海運動公園運動場</td></tr> <tr> <td>岳路運動公園</td><td>岳路運動公園運動場</td></tr> <tr> <td>琴海北部運動公園</td><td>琴海北部運動公園運動場</td></tr> <tr> <td rowspan="2">琴海中部運動公園</td><td>琴海中部運動公園運動場</td></tr> <tr> <td>琴海中部運動公園庭球場</td></tr> <tr> <td>琴海南部運動公園</td><td>琴海南部運動公園運動場</td></tr> </table>	公園名	有料公園施設の名称	高島ふれあい多目的運動公園	高島ふれあい多目的運動公園庭球場	外海総合公園	外海総合公園運動場	外海運動公園	外海運動公園運動場	岳路運動公園	岳路運動公園運動場	琴海北部運動公園	琴海北部運動公園運動場	琴海中部運動公園	琴海中部運動公園運動場	琴海中部運動公園庭球場	琴海南部運動公園	琴海南部運動公園運動場
公園名	有料公園施設の名称																																		
〔削る〕	〔削る〕																																		
外海総合公園	外海総合公園運動場																																		
〔削る〕	〔削る〕																																		
岳路運動公園	岳路運動公園運動場																																		
琴海北部運動公園	琴海北部運動公園運動場																																		
琴海中部運動公園	琴海中部運動公園運動場																																		
	琴海中部運動公園庭球場																																		
琴海南部運動公園	琴海南部運動公園運動場																																		
公園名	有料公園施設の名称																																		
高島ふれあい多目的運動公園	高島ふれあい多目的運動公園庭球場																																		
外海総合公園	外海総合公園運動場																																		
外海運動公園	外海運動公園運動場																																		
岳路運動公園	岳路運動公園運動場																																		
琴海北部運動公園	琴海北部運動公園運動場																																		
琴海中部運動公園	琴海中部運動公園運動場																																		
	琴海中部運動公園庭球場																																		
琴海南部運動公園	琴海南部運動公園運動場																																		

4 新旧対照表

改正後	改正前																																																																																													
別表第2（第5条関係）	別表第2（第5条関係）																																																																																													
1 外海総合公園運動場、岳路運動公園運動場、琴海北部運動公園運動場、琴海中部運動公園運動場及び琴海南部運動公園運動場の使用料	1 外海総合公園運動場、 <u>外海運動公園運動場</u> 、岳路運動公園運動場、琴海北部運動公園運動場、琴海中部運動公園運動場及び琴海南部運動公園運動場の使用料																																																																																													
	(1) <u>運動場</u>																																																																																													
<table><tr><th>区 分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td><u>運動場</u></td><td>円 350</td></tr><tr><td><u>照明設備</u></td><td>1,240</td></tr></table>	区 分	金額（1時間につき）	<u>運動場</u>	円 350	<u>照明設備</u>	1,240	<table><tr><th rowspan="4">区分</th><th>利用時間</th><th>午前6時</th><th>午前8時</th><th>午前10時</th><th>正午</th><th>午後2時</th><th>午後4時</th><th>午後6時</th></tr><tr><th>使用料</th><th>時か</th><th>時か</th><th>10時</th><th>から</th><th>時か</th><th>時か</th><th>時か</th></tr><tr><th></th><th>から午</th><th>から午</th><th>から</th><th>午後2</th><th>から午</th><th>から午</th><th>から午</th></tr><tr><th></th><th>前8時</th><th>前10</th><th>正午</th><th>時ま</th><th>後4時</th><th>後6時</th><th>後9時</th></tr><tr><td></td><td></td><td>まで</td><td>時ま</td><td>まで</td><td>で</td><td>まで</td><td>まで</td><td>まで</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>で</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3月1日から10月</td><td></td><td>356</td><td>356円</td><td>356</td><td>356円</td><td>356円</td><td>356</td><td>534円</td></tr><tr><td>31日まで</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr><tr><td>11月1日から翌年</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2月末日まで</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	利用時間	午前6時	午前8時	午前10時	正午	午後2時	午後4時	午後6時	使用料	時か	時か	10時	から	時か	時か	時か		から午	から午	から	午後2	から午	から午	から午		前8時	前10	正午	時ま	後4時	後6時	後9時			まで	時ま	まで	で	まで	まで	まで				で						3月1日から10月		356	356円	356	356円	356円	356	534円	31日まで		円		円			円		11月1日から翌年									2月末日まで								
区 分	金額（1時間につき）																																																																																													
<u>運動場</u>	円 350																																																																																													
<u>照明設備</u>	1,240																																																																																													
区分	利用時間	午前6時	午前8時	午前10時	正午	午後2時	午後4時	午後6時																																																																																						
	使用料	時か	時か	10時	から	時か	時か	時か																																																																																						
		から午	から午	から	午後2	から午	から午	から午																																																																																						
		前8時	前10	正午	時ま	後4時	後6時	後9時																																																																																						
		まで	時ま	まで	で	まで	まで	まで																																																																																						
			で																																																																																											
3月1日から10月		356	356円	356	356円	356円	356	534円																																																																																						
31日まで		円		円			円																																																																																							
11月1日から翌年																																																																																														
2月末日まで																																																																																														
備考	備考																																																																																													
1 琴海中部運動公園運動場及び琴海南部運動公園運動場については半面、琴海北部運動公園運動場については1区画（1面の3分の1に相当する市長が別に定める区画をいう。）を利用する場合の使用料とする。	1 琴海中部運動公園運動場及び琴海南部運動公園運動場については半面、琴海北部運動公園運動場については1区画（1面の3分の1に相当する市長が別に定める区画をいう。）を利用する場合の																																																																																													
2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。																																																																																														
3 利用者（第4条第2項の許可を受けた者をいう。次項において同じ。）がその利用に係る準備又はリハーサルのために利																																																																																														

4 新旧対照表

改正後	改正前																				
用する場合の使用料（照明設備に係る使用料を除く。）は、 この表に掲げる額の5割に相当する額とする。	使用料とする。 2 利用者（第4条第2項の許可を受けた者をいう。次項において同じ。）がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。																				
	(2) 附属設備 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th>利用時間</th><th>午後6時から午後9時</th><th>午後7時から午後9時</th></tr><tr><th>使用料</th><th>まで</th><th>まで</th></tr><tr><th rowspan="4">区分</th><th>夜間</th><td>3月1日から10月31</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">1,927円</td></tr><tr><th>照明</th><td>日まで</td></tr><tr><th rowspan="2">設備</th><td>11月1日から翌年2</td><td rowspan="2">2,891円</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>月末日まで</td></tr></table> 備考 琴海中部運動公園運動場及び琴海南部運動公園運動場については半面、琴海北部運動公園運動場については1区画（1面の3分の1に相当する市長が別に定める区画をいう。）を利用する場合の使用料とする。			利用時間	午後6時から午後9時	午後7時から午後9時	使用料	まで	まで	区分	夜間	3月1日から10月31		1,927円	照明	日まで	設備	11月1日から翌年2	2,891円		月末日まで
				利用時間	午後6時から午後9時	午後7時から午後9時															
		使用料	まで	まで																	
区分	夜間	3月1日から10月31		1,927円																	
	照明	日まで																			
	設備	11月1日から翌年2	2,891円																		
		月末日まで																			

4 新旧対照表

改正後		改正前							
2 琴海中部運動公園庭球場の使用料		2 高島ふれあい多目的運動公園庭球場及び琴海中部運動公園庭球場の使用料							
区 分	金額（1時間につき）	利用時間 午前8時 午前10時から午後10時まで 正午 午後2時から午後4時まで 午後2時から午後5時まで 午後4時から午後6時まで 午後6時から午後7時まで							
テニスコート（1コートにつき）	410円	使用料 (1コートにつき) 区分							
備考									
1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。									
2 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。									
		一般	3月1日から9月30日まで	円	円	円	419円		419円
			10月1日から翌年2月末日まで	419	419	419			円
		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	3月1日から9月30日まで	209	209	209	209円		209円
			10月1日から翌年2月末日まで					314円	104円

4 新旧対照表

改正後	改正前
	<u>備考 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。</u>

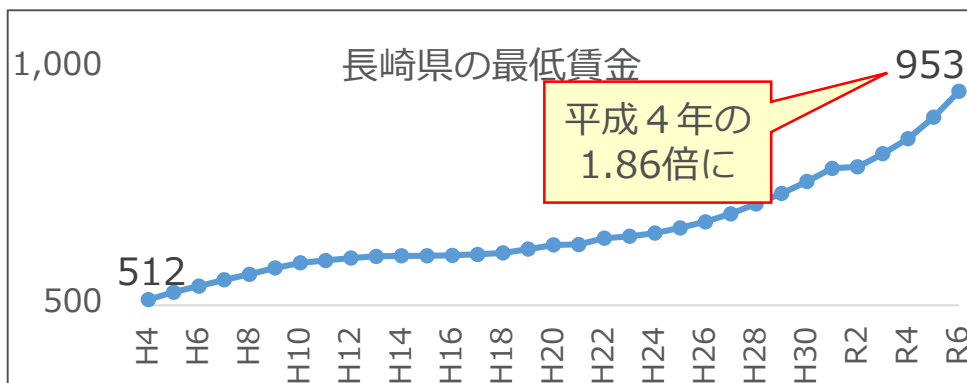
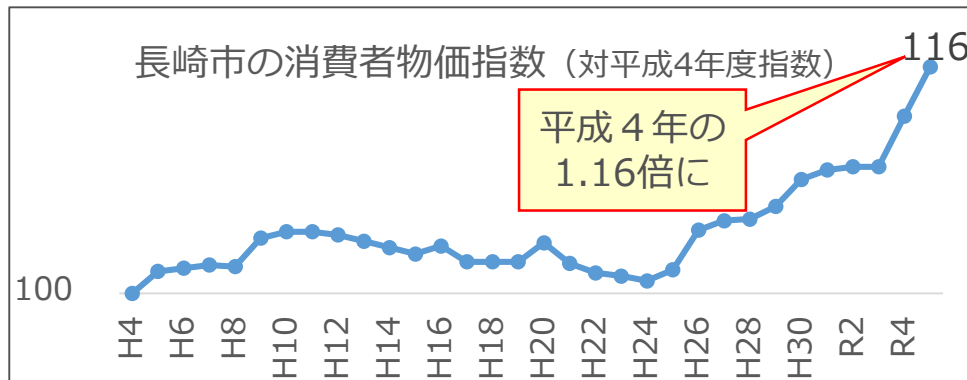
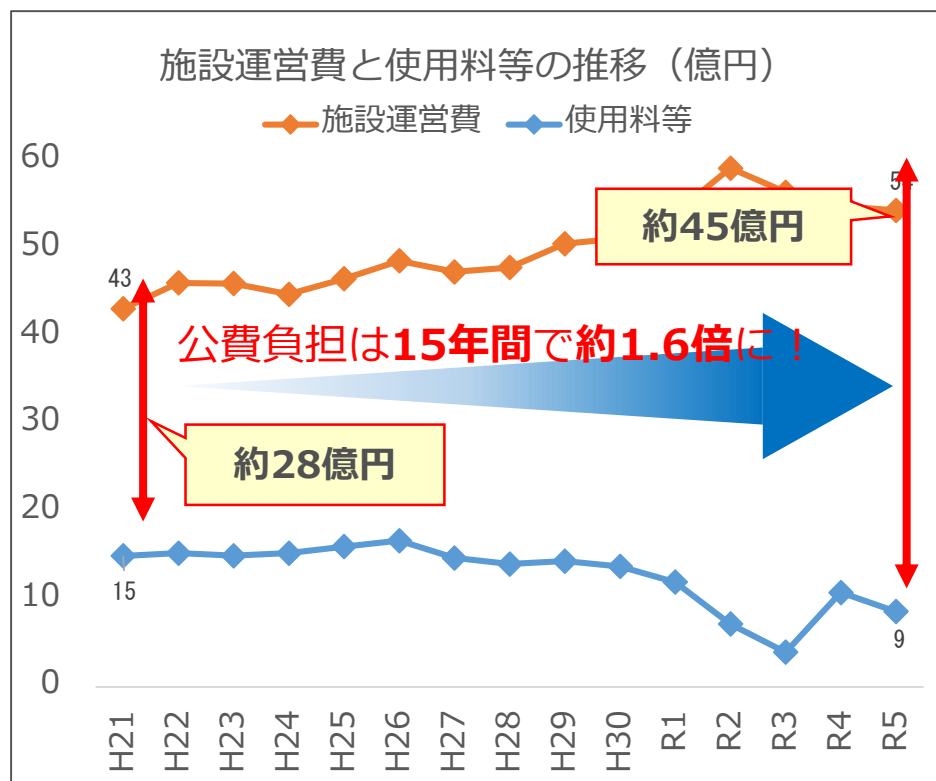
【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和 6 年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。



施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。



受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	高い 市民生活上の必要性 低い		

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1 分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

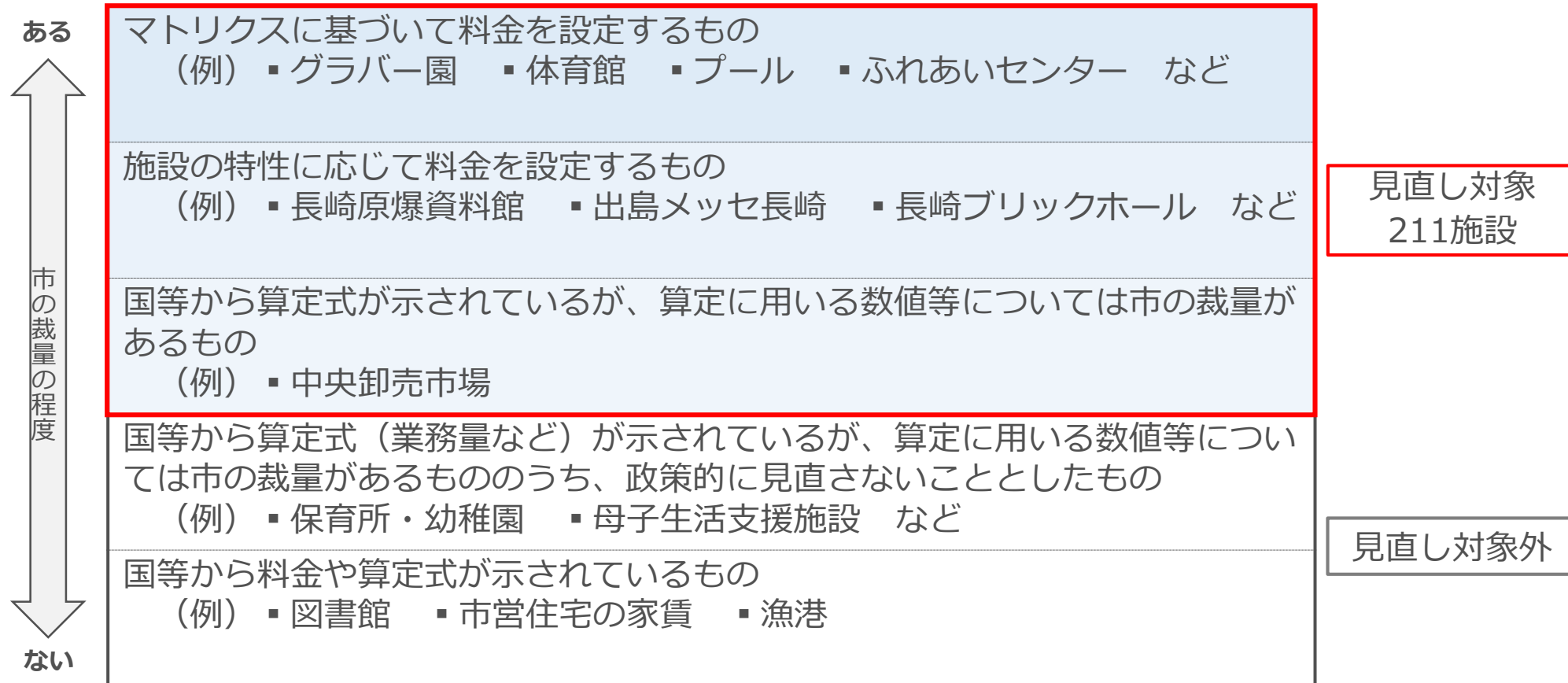
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として 5 年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考2】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考2】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

高い

市民生活上の必要性

低い